

○東京家政学院大学 障がいのある学生への修学支援に関する基本方針

東京家政学院大学（以下、「本学」という）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、学生の障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、大学に係わる全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学となることを目指すため次のとおり基本方針を定める。

1. 機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、障がいのない学生に与えられる教育と同等の、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持する。

2. 情報公開

障がいのある大学進学希望者や学内の障がいのある学生に対し、本学としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報公開に努める。

3. 合理的配慮の決定過程

障がいのある学生（保護者を含む）からの要望に基づき、個々の学生の障がいの状態・特性等に応じた支援内容を検討し、障がいのある学生またはその家族等との協議の上、合意形成と共通理解を図った上で決定する。

4. 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行う。また、障がいにより日常生活や学習場面において生じる様々な困難について、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発に努める。

5. 支援体制

障がい学生支援室は、障がいのある学生の所属学部や学科、関係部局・施設と連携しながら、全学的な支援体制を整える。学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合は、必要に応じ、学外の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

6. 施設・設備

障がいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に努める。

附則

この基本方針は、平成 28 年 7 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。